平成２５年（フ）第３４３号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目５番地１　県営赤嶺市街地住宅３―409
債務者　名嘉　孝彰
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６３号
茨城県行方市羽生22番地５
債務者　木村　則夫
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第６４号
茨城県鹿嶋市大字宮中2332番地114
債務者　濱口　充世
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第７３号
茨城県潮来市大塚野２丁目12番地19
債務者　根崎　　恵（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第４９６号
埼玉県富士見市水谷１丁目４番地10　ＳＳＳ富士見寮204、前住所埼玉県さいたま市中央区新中里３丁目15番１号　中里カワベマンション103号
債務者　石川　治幸
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第８９号
三重県伊勢市中須町1408番地
債務者　山口　光也
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
三重県伊勢市小俣町明野536番地２
債務者　西山　一周
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第４０６号
大分市大字畑中393番地の２　パークタウン畑中ＮＣ103
債務者　白石　隆雄
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５９号
鹿児島県奄美市名瀬有屋町36番地４
債務者　岡山由美子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第３４５号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜６番地の17
債務者　上原　園子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２３０号
茨城県古河市下大野2667番地２、前住所茨城県猿島郡境町大字長井戸1672番地10
債務者　八木沢正子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第９３号
栃木県足利市西場町246番地３
債務者　石和　孝之
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第３２６号
北海道旭川市豊岡14条４丁目３番３号　コットンハウス12―202号室
債務者　菅野　光恵
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９１号
釧路市愛国東３丁目７番９号
債務者　菅原真理子（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第５５５号
栃木県大田原市薄葉2166番地　コーポ司101号、前住所大阪府和泉市箕形町１丁目１番44号
債務者　中尾　幸彦（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２１６８号
東京都台東区上野桜木１丁目14―18―202
債務者　餅田　明理
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２００号
千葉県松戸市秋山461―１　柾谷工務店株式会社
債務者　大柳　貞雄
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部